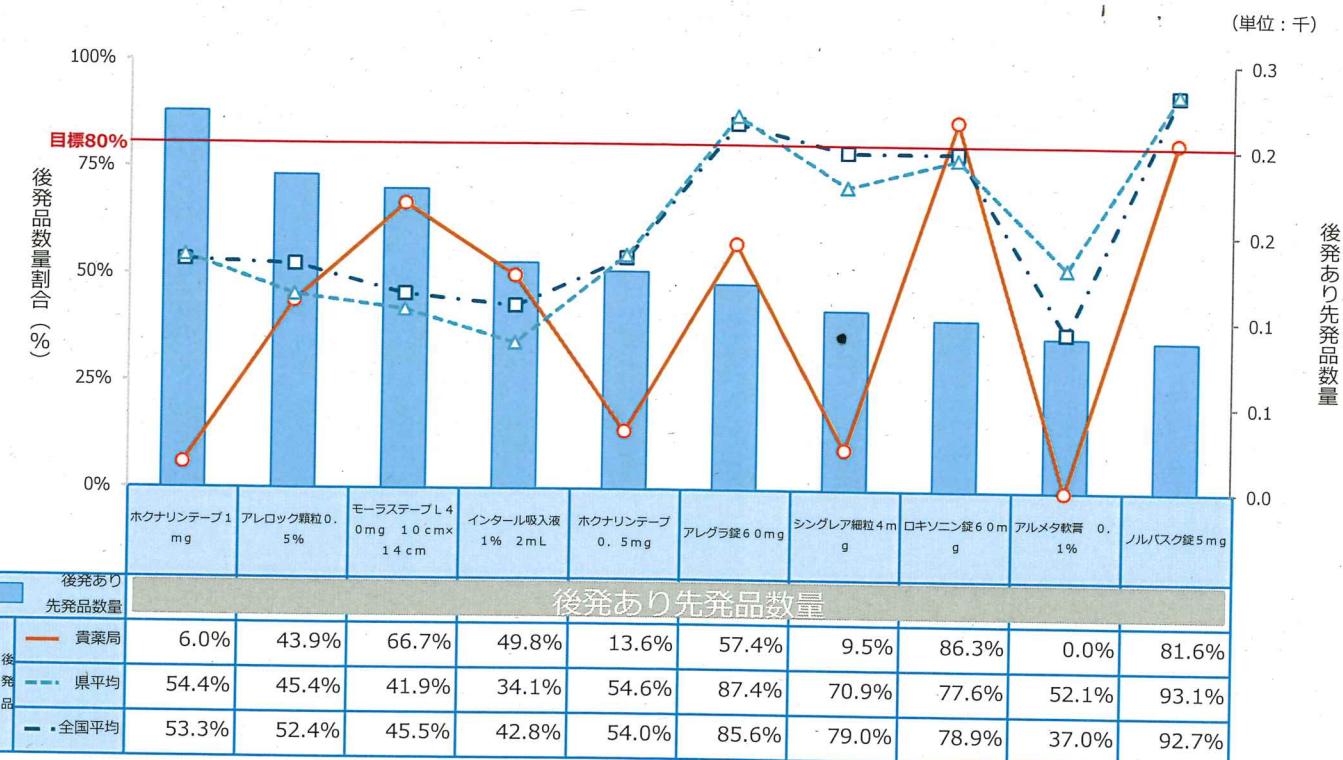


6. 貴薬局における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※後発のある先発品を数量の多い順に最大10品目掲載しています。

後発医薬品の有無判定において、効能効果・用法用量の違いは考慮しておりません。

先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「レ」または「×」の印等のない処方箋について、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。



適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度^(*)」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。

※医薬品等副作用被害救済制度についてはPMDAのホームページをご覧ください。

厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます～ジェネリック医薬品Q&A～」より

ジェネリック医薬品に関するお知らせ ～貴薬局の調剤状況について～

全国健康保険協会 愛知支部

〒450-6363

名古屋市中村区名駅1-1-1

JPタワー名古屋23階

TEL： 052-856-1490



全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましては、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、2020年9月以降も後発品の普及促進の取組を積極的に進めてまいります。この取組の一環として協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行っております。

後発品の取扱をご検討される際に、別添資料とともに参考資料としてご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への調剤状況

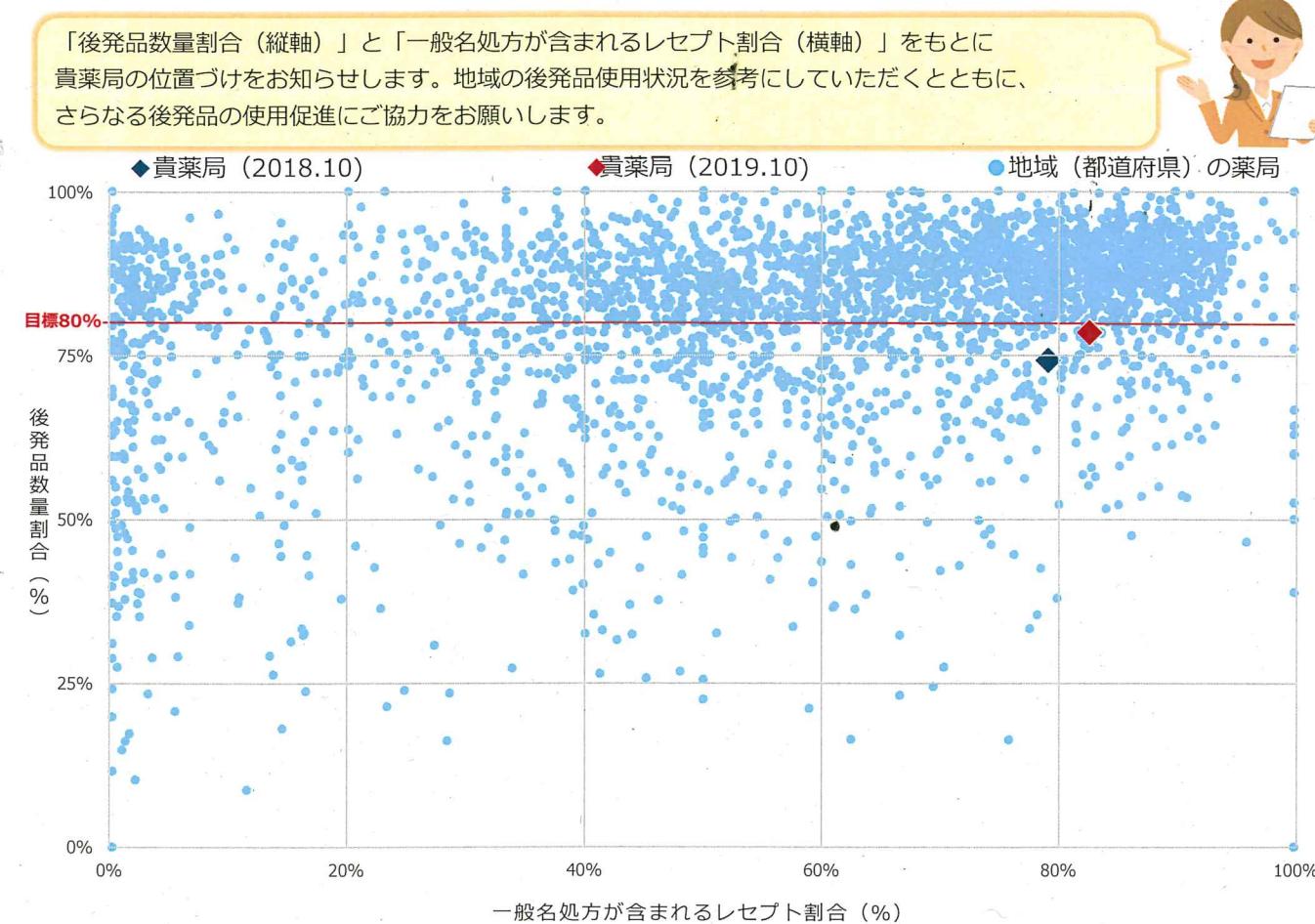
「貴薬局」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる調剤状況をお知らせします。



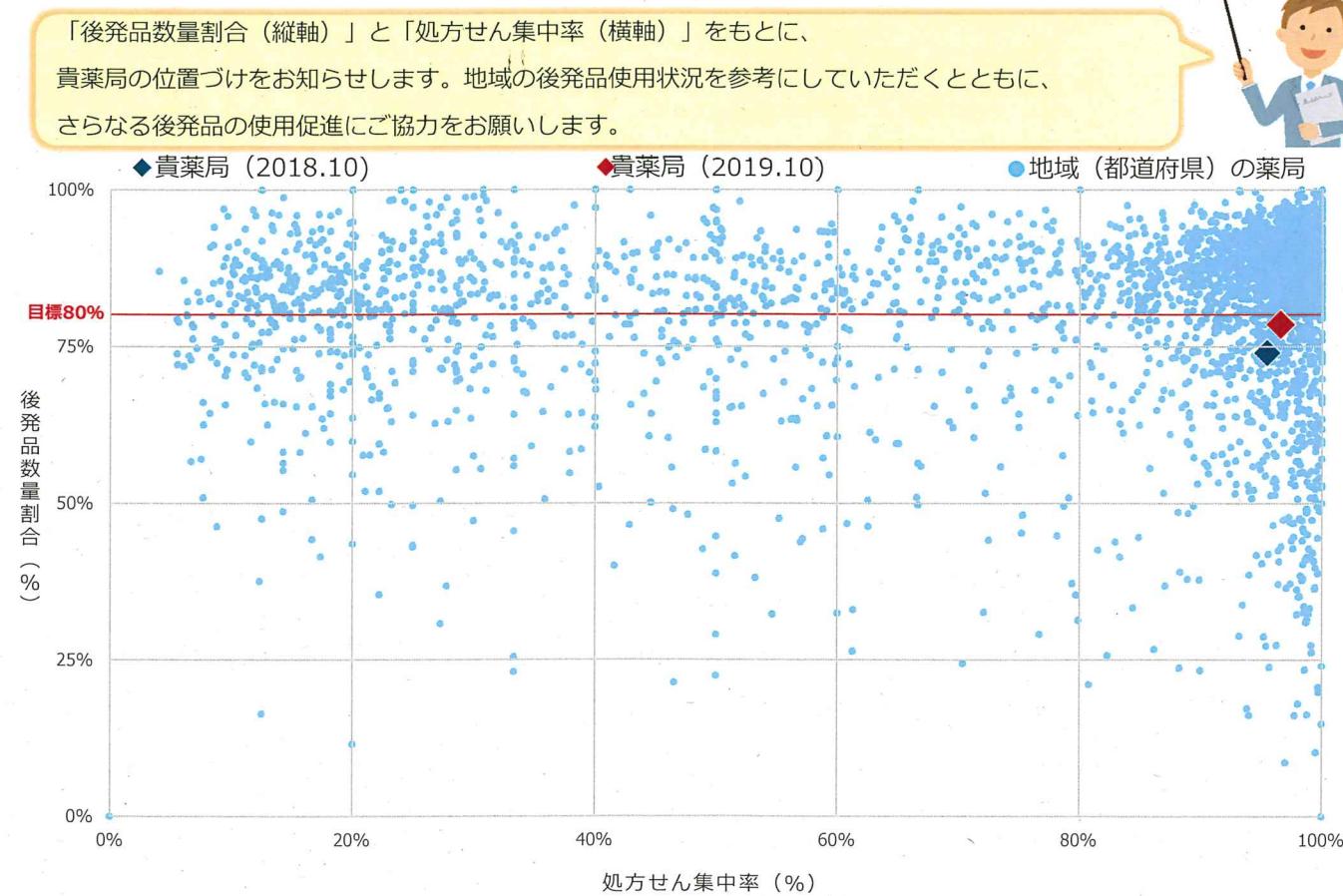
薬局名		貴薬局	二次医療圏平均	県 平 均
人 数	貴薬局にて調剤した協会けんぽの加入者数	人	184 人	184 人
	後発品を調剤した加入者数	人	143 人	147 人
	後発品を調剤した加入者割合	%	77.9 %	80.0 %
数 量	貴薬局の調剤数量		27,520	26,544
	後発品のある先発医薬品の調剤数量		3,696	3,402
	後発品の調剤数量		14,357	14,315
	後発品数量割合	%	79.5 %	80.8 %
金 額	貴薬局にて調剤した医薬品の薬剤金額	円	1,645,065 円	1,375,013 円
	後発品の薬剤金額（10割）	円	254,373 円	250,462 円
	後発品金額割合（10割）	%	15.5 %	18.2 %

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 令和元年10月診療分の調剤レセプトにもとづいて作成しています。

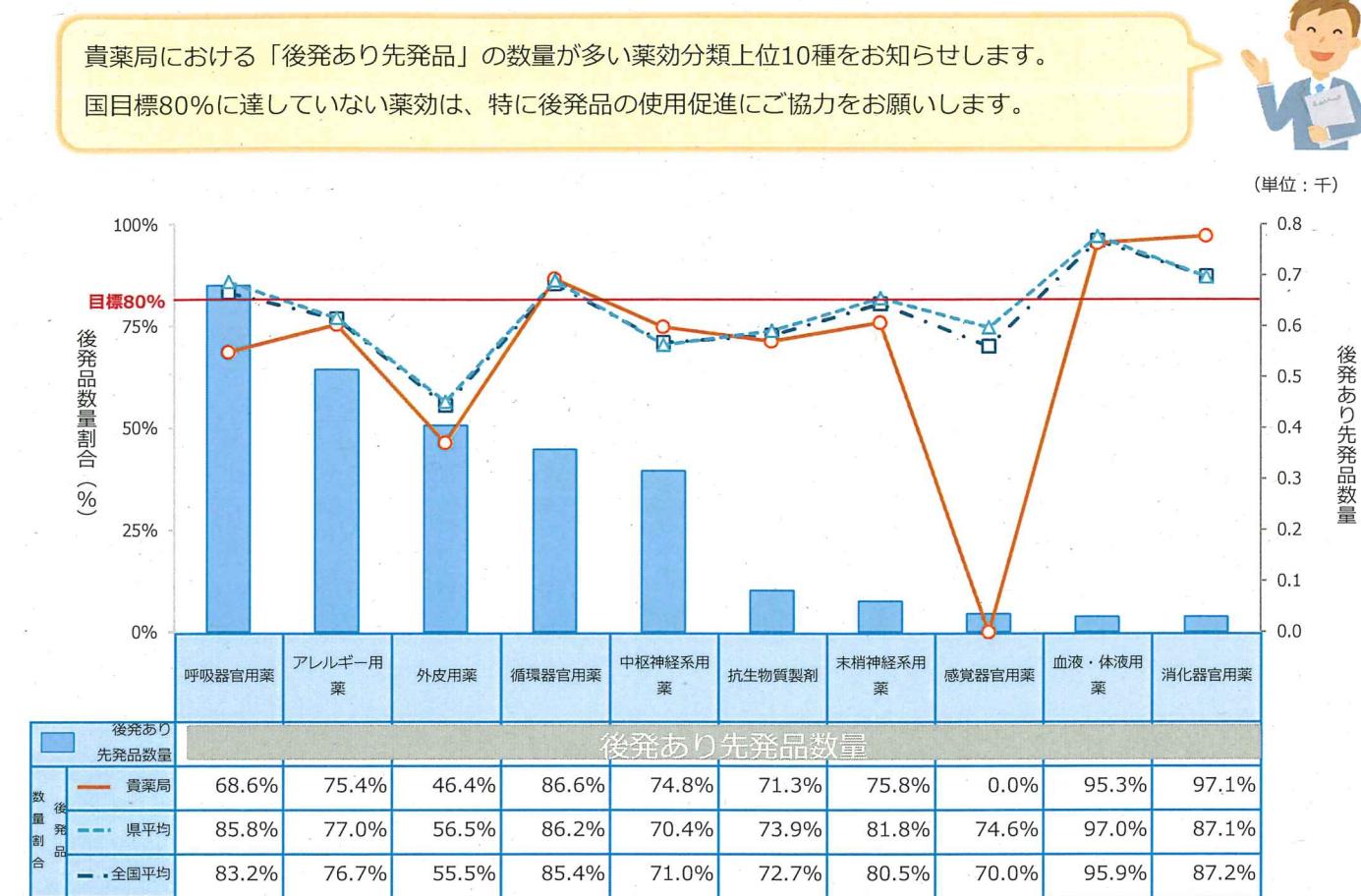
2.後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプト割合による貴薬局の位置づけ



3.後発品数量割合と処方せんの集中状況による貴薬局の位置づけ



4.貴薬局の薬効分類別後発品数量割合



5.貴薬局の年齢別後発品数量割合

